



記者発表資料 1枚

令和5年9月14日
福島県土木部建築住宅課
福島県避難地域復興局生活拠点課

台風第13号により住宅が被災した南相馬市の方々へ復興公営住宅を提供します。

- 1 提供対象 9月8日の台風第13号により住宅が被災（床上浸水以上）し、継続的な居住
が困難となった方。
※収入要件、同居親族要件は問いません。
※南相馬市が交付した罹災証明書の対象住宅に居住している方に限ります。
- 2 提供住戸数 南相馬市内の復興公営住宅 北原団地 牛越団地 各10戸程度
- 3 申込方法等 受付期間 令和5年9月15日（金）から令和5年10月6日（金）まで
受付方法 随時受付（先着順）
受付窓口 相双建設事務所 行政課
お問い合わせ番号 0244-26-1244
受付窓口へお問い合わせの上、必要書類を添えてお申し込みください。
申込書類や申込方法は以下のHPをご覧ください。
また、上記受付窓口でも申込書類を配布します。
罹災証明書が未交付の場合は、被災状況の申告により申し込み可能です。

【ホームページURL】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/taifuu13-ichijiteikyo.html>

- 4 提供期間 3ヶ月（被災した住宅の修繕、復旧状況により延長可。
ただし、最長でも令和6年9月7日までとする。）
- 5 使用料 無償（光熱水費、共益費は自己負担）
- 6 その他 他の市町村から提供の要請があった場合は追加します。
一時的な提供を受けている方のうち、県営住宅の入居要件（収入要件、同居親
族要件等）を満たす方で、その後も継続して入居を希望する方は、提供された
住宅に正式（本）入居することができます。

【問い合わせ先】

福島県土木部建築住宅課	TEL024-521-7986	内線 3696
主幹 大和田 茂憲（オウガシヅリ）		FAX024-521-7955
福島県避難地域復興局生活拠点課	TEL024-521-8629	内線 3981
主幹兼副課長 橋本 耕一（ハシモト コウイチ）		FAX024-521-2834